

平成30年鎌ケ谷市農業委員会第1回定例総会議事録

鎌ケ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成30年鎌ケ谷市農業委員会第1回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成30年1月12日 午後4時00分

2 出席委員

農業委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 葛山 繁隆 委員 | 2. 古川 和昭 委員 | 3. 石原 和弘 委員 |
| 4. 鈴木 一男 委員 | 5. 山田 芳裕 委員 | 6. 奥山 喜和子委員 |
| 7. 浅海 博行 委員 | 8. 石井 栄一 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 鈴木 有光 委員 | 11. 川村 誠司 委員 | |

農地利用最適化推進委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

事務局長 佐山 佳明 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 浅海 一洋

4 会議日程

議事録署名委員の指名について
議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農用地利用集積計画について	1件
議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について	8件
報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について	10件
報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について	1件
報告第4号 地目変更登記に係る照会に対する回答について	1件

5 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、平成30年鎌ケ谷市農業委員会第1回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

4番鈴木一男委員

5番山田芳裕委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は、第2班です。山田芳裕班長より総括的な報告をお願いいたします。

山田 班長 議長

葛山 議長 5番、山田芳裕班長

山田 班長 第2班の現地調査の報告をいたします。

平成29年12月25日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、葛山会長、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について1件、農用地利用集積計画について1件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件の計3件です。

第2班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で第2班の総括報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆で、面積1,355平方メートルの内310.95平方メートルです。

転用計画は、使用貸借による分家住宅用地です。

申請理由は、譲受人は、現在、両親宅に同居していますが、居住空間が手狭であること、また介護等を考慮し両親宅に隣接する申請地に分家住宅を計画するものです。

譲渡人は父親であり、市街化区域内に土地を所有しておらず、近隣に農地以外の土地を所有していないことから、自宅に隣接する当該地を選択したもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内に浸透枡を設置するとともに、隣接農地との境界に堰堤を設置し、敷地外への流出を抑制します。

また、日照・通風については、特に影響はないものと考えております。

農地区分は、ガス及び水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路に隣接し、

半径500メートル以内に鉄道の駅及び医療施設等が二つ以上あることから、第3種農地に該当します。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残額が記載された書面により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しております。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われまます。

なお、申請された農地の一部が駐車スペースとして利用されていたことについて、始末書を提出しています。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員

議長

葛山 議長

4番、鈴木一男委員

鈴木 委員

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

平成29年12月25日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積1,355平方メートルの内310.95平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は、事務局説明のとおりです。

審査会において、雨水抑制が堰堤であるため、継続的な管理を行うこと、残地について、今後もしっかり耕作すること、次に、前面道路は交通量が多いことから、工事期間中等は十分注意し、許可後は速やかに着工するとともに、工事完了後は完了報告を提出するよう指導しました。

最後に、申請内容等の変更があった場合は、必ず事前に相談するよう周知しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成29年12月15日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑3筆、合計農地面積3,003平方メートルの農地の賃貸借による更新で10年間の利用権の設定をするものです。

また、利用権の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしています。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

古川 委員 議長

葛山 議長 2番、古川和昭委員

古川 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑3筆、合計面積3,003平方メートルの梨畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、賃貸借による10年間の利用権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議のほどよろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1でございませぬ。

申請地は、市街化区域内の生産緑地に指定された畑1筆、面積2,155平方メートルの普通畑です。

本申請は、農地の相続税の猶予を受けるために申請されたものです。

申請人は経営主として、他に専従者1名及び臨時者1名の計3人で露地野菜を作付けし、今後も引き続き農業経営を行うとのことだす。

また、従事年数、年間従事日数、耕作等につきましては、松戸市農業委員会発行の「農業経営の実態証明書」により確認しており、特に問題はありませぬ。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

古川 委員 議長

葛山 議長 2番、古川和昭委員

古川 委員 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1を報告いたします。

平成29年12月25日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積2,155平方メートルの生産緑地に指定された普通畑です。

現地は普通畑として適切に管理されていました。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われませぬが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

葛山 議長 つづいて、報告事項を議題とします。

報告第1号から報告第4号までを報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹 議長

葛山 議長 浅海副主幹

浅海副主幹 議案書の6ページから9ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について8件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について10件の計18件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続いて、議案書の10ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明については、事務局において現地調査をしたところ、農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

続いて、議案書の11ページをご覧ください。

報告第4号地目変更登記に係る照会に対する回答については、事務局において現地調査を行ったところ、宅地となっておりますので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。以上で、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時20分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成30年1月30日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴 木 一 男

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山 田 芳 裕